

機 器 仕 様 書

事務処理用端末機器等リース

川 俣 町

【1】基本的事項

1. 件名

「事務処理用端末機器等」 リース

2. 納入場所

川俣町役場（または役場が指定する場所）

3. 契約工期（リースの場合はリース期間）

令和8年2月1日 から 令和12年9月30日 まで（56か月間）

4. 契約及び関連事項

- (1) 機器調達は、契約の方法をリース（賃貸借）による方法とし、契約は地方自治法234条の3及び川俣町長期継続契約に関する条例に基づく長期継続契約を予定している
- (2) 落札者と川俣町との間で直接にリース契約を締結せず、別の事業者（以下「リース会社等」という。）との間で締結するという場合には、落札後に、当該リース会社等が発行する川俣町宛の見積書を提出することとし、当該見積書により、リース期間、期間内におけるリース料率及び期間内における1か月分の額（消費税別）が記載され、納入者が提出した見積書（または入札書）の額と同額であることが確認できること。なお、この場合のリース契約については、川俣町と落札者、そしてリース会社等を含めた3者間での契約を行うものとする
- (3) 落札後の契約は次のように分割して締結するので、分割された契約ごとのリース月額及び消費税の額に端数を生じないようあらかじめ内訳を整理しておくこと。

No	契約担当課	分割の内訳
1	政策推進課	モバイルノート型×34台、
2	保健福祉課	モバイルノート型×4台 プリンタ×1台

5. 入札金額（または見積金額）

入札金額（または見積金額）はリース期間内における1か月分の額（消費税別）で記載すること

6. 適用法令等

本件に係る構築、納品及び運用上で関係する全ての法令及び川俣町条例等に準拠していること

7. 安全管理等

本件に係る構築及び納品に関しては、安全管理を確実に実施すること

8. 仕様の範囲

- (1) 仕様の範囲は、すべてのハードウェア機器の調達・搬入、及びリース期間満了時の撤去（引き揚げ）までとする。
- (2) 仕様上特に記載されていない場合には、機器の設置・調整等に必要な作業は金額に含まないものとする。

- (3) 電源線・電話線等の屋内配線にかかる作業は対象外とする。
- (4) 落札者は、故障等トラブルがあった場合の連絡及び取次窓口となること。

9. ハードウェアの設置数量及び設置場所

機 器 等	数量	納 入 場 所	保守	仕様書 番号
1. 事務処理用端末機器				
端末本体（モバイルノート型）	38	川俣町役場	—	1-1
周辺機器	38	〃	—	1-2
2. 事務処理用プリンタ				
※指定製品	1	川俣町役場	○	2-1

10. 保守要件

項番9. 表中の保守欄に「○」の表示があるものについては、契約期間内を対象とした平日日中時間帯の現地保守対応型の保守費用を含めること。（センドバック保守等は不可）。また「—」の表示については、保守費用は含めないこと。（この場合はスポット対応とする）

11. 選定要件

(1) 端末

- ①ハードウェアのメーカーは問わないが、販売店が組み立てて販売するタイプ（いわゆるショップブランド製品等）は不可とする。
- ②ハードウェアの選定に伴う詳細仕様は個別仕様一覧のとおりとする。
- ③現行モデルであること。
- ④保守の有無に関わらず、次の保守要件を満足していること。
 - ・設置場所に出向いてのフィールド保守作業に対応できること。
 - ・保守サービスは、福島県内に拠点のある当該機器の保守サービスを行っている事業者により提供される状況にあること。
- ⑤省エネや環境に配慮するため、別表1示す「必須」を満たしていること。
- ⑥その他については川俣町の指示によること。

12. 納品要件

納品に関しては次のとおりとする。

- (1) 川俣町が指定した場所に納品し、正常動作及び画面のドット抜け等の初期不良が無いことを川俣町担当者立会いの下で確認すること。
- (2) 本体及び添付品等を取り出し、輸送用梱包材等については川俣町から指示されて残置するものを除き全て納入者が処分すること。
- (3) ライセンス等ドキュメント形式で納品されるものについては、納入者が取りまとめて整理し納品すること。ただし、電子的に納品されるドキュメント等については、川俣町担当者に対して対応方法を説明すること。

※別表 1 認証適合等（国際基準）

必須	右のうちいずれかに適合していること	省エネ法	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」における省エネルギー基準を達成していること
		国際エネルギースタープログラム	国際エネルギースター基準に適合していること
	グリーン購入法		「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に適合する製品であること
	R o H S 指令		特定科学物質の使用制限規定に対応していること

【2】個別仕様一覧

(1) モバイルノート型 P C

仕様書 番号	名称等	基 本 仕 様
1-1	モバイルノート 型 P C	【ハードウェア】 ・形状： ノート型 ・C P U： Intel 製 Core i5 プロセッサであること 動作周波数は 2.40GHz 以上であること (ターボブースト等の停止状態) 後述する OS が正常に動作すること ・メモリ： 8GB 以上であること ・S S D： 接続規格は M.2 であること 容量は 256GB 以上であること ・ネットワーク（有線）： IEEE802.3ab(1000BASE-T) 以上 本体に内蔵していること ・ネットワーク（無線）： IEEE802.11 n/ac/ax に対応した無線 LAN 機能を 内蔵していること 暗号化は WPA(AES)、WPA2(AES)に対応していること IEEE802.1X 認証に準拠し EAP の通信が可能であること (EAP については、EAP-TLS、EAP-PEAP の対応必須) ・ディスプレイ： 13.7 インチ以上 14.3 インチ以下の TFT で解像度はフル H D 以上であること ただし、フル HD の解像度は 1,920×1,080 を基本とする が、その他の場合には川俣町に確認すること ・外部ディスプレイ HDMI 出力端子が 1 以上あること ・キーボード： 日本語準拠のキーボードであること ・U S B： U S B 2.0 以上の端子が 3 以上であること 本体に内蔵で、うち 2 つ以上は Type-A であること

1 - 1 続き		・電源： バッテリーを内蔵していること AC100V で動作すること 電源アダプタの接続コネクタは、つぎの条件のうち、<u>いずれかを満足していること</u> ①本体背面にある ②本体側面にあり、位置は本体背面から側面長さの1/3 以内であること 【ソフトウェア】 ＝すべて指定製品＝ ・OS： Microsoft Windows 11 Professional (64bit 日本語版) 納品時には、OS に対する最新のアップグレード及び最新の搭載デバイスドライバのアップデートは適用されていること ・アプリケーションソフト： ①ワープロ及び表計算 <u>MS-Office LTSC Standard 2024</u> (マイクロソフト社) Software in CSP による新規取得とする
1 - 2	周辺機器	＝指定製品＝ ・マウス 青色 LED 方式（ボールレス） USB タイプマウス。ホイール機能付 （BUFFALO 社製 BSMBU110BK）

（２）事務処理用プリンタ

仕様書 番号	名称等	基 本 仕 様
2 - 1	プリンタ本体	※本プリンタは特定業務（介護保険被保険者証及び各種受給者証発行業務）での動作実績を要するものであるため、指定製品での調達とする。 ・プリンタ本体 日本電気社製 MultiWriter 3 M 5 5 0 ・オプション構成 A 3 判まで対応でき、500 枚以上収容可能な用紙カセットを 1 段増設する

2－1 続き		※本プリンタは【1】9. に記載のあるとおり保守対象とする ので、契約期間内における故障時のフィールド保守対応可能な契約若しくは保守パック等を付加すること ※消耗品は保守対象には含めなくて可
-------------------	--	--